



## 戦争ではなく平和の準備を

## 抑止力で戦争は防げない

青井未帆  
講演会

コロナウイルスの鎮静化  
でお出かけも徐々にできる  
ようになりました。今年はお花見もできましたか。

春の弾んだ心も人間社会  
を振り返ると今年度からの  
防衛費の増大や物価高、ウ  
クライナ戦争など腹立たし  
い事ばかりです。

九条が骨抜きにされ日本  
も戦争に近づいていくかの  
ような今の政府のやり方に  
歯ざりしているだけでい  
いのでしょうか。

昨年12月、学者やNPO  
活動家の人たちで構成する  
平和構想提言会議が政府の  
「国家安全保障戦略」への  
批判とそれに対する対案を  
出しました。日本が戦後理  
想的な憲法を持ち平和国家  
として出発してから、自衛  
隊創設、安保法制など様々  
な変遷がありました。

講師  
青井未帆 (憲法学)

学習院大学法科大学院  
教授。  
平和構想提言会議共同  
座長 (2022年～)  
著書に『憲法と政治』、  
『憲法を守るのは誰か』  
など。



日時：4月23日(日) 13:00 開場 13:30 開演

場所：野田市中央公民館 講堂

資料代 500円

主催 野田・九条の会

今年度の「戦略」ではどう  
いう専守防衛もかなぐり  
捨て、攻撃能力を持つ兵器  
を持つところまで行  
こうとしています。

私たち国民は、賃金は上  
がらず、年金を節約して使  
い、物価高に耐えています。  
防衛費という名の戦争準  
備には世界第3位のお金  
を使っているのでしょうか。  
この提言では、平和のた  
めに何をなすべきかなどの  
課題や市民が参画する安全  
保障など未来に向けての指  
針も書かれていて、必見で  
す。

今月の予定です	
4月2日(日) 13:30～15:30	DVD視聴と意見交換 60年前のアメリカの実話「グリーンブック」 南部梅郷公民館 南地域九条の会
4月8日(土) 13:30～16:00	野田・九条の会 4月例会 「賃上げと物価高」で意見交換 中央公民館 講座室 野田・九条の会
4月9日(日) 16:00～17:00	9日行動 九条通信配布・ボードでアピール 川間駅 北口広場 野田・九条の会
4月19日(木) 13:30～15:30	ちょっと硬い「おしゃべりカフェ」 社会や政治のことなど気軽に おしゃべりしましょう。 北コミ集会所 野田・九条の会
5月7日(日) 13:30～15:30	DVD視聴と 日本とノルウェー刑務所「忘れてはいけない 意見交換 こと～認知症受刑者が問いかけるもの～」 南部梅郷公民館 南地域九条の会



3月の例会では

「台湾有事切迫論に惑わされるな」のビデオを見て  
台湾の問題を考えようと意見交換しました。

## 意見や考えとして

- ・中国、台湾の問題について国際社会はどう捉えているのか？
  - ・中台の問題は日本の有事だとどうして流されているのか。
  - ・発表された米国のレポートは軍事予算獲得のためでは。
  - ・武器産業が儲けることに自公、野党また国民も声を出さないのがおかしい。
  - ・この問題は一つの中国としての内政問題で未だ解決していない。
  - ・台湾の独立機運は高まっていない。
  - ・中台間で危険が起こるかどうかは米国次第である。
  - ・報道に煽られ乗せられないよう歴史を知ることが大切だ。
- など、活発な意見交換となりました。

4月8日(土)の例会は「賃上げ、物価高」を取り上げて意  
見を交換します。日頃感じていることを皆さんで話し合いま  
しょう。ぜひお出かけください。



敗戦の反省から生まれた放送法は  
・第1条で国民に「表現の自由」  
・第3条は「何人からも干渉されない」と定めている

### ■ 何が起きていたのか

いま国会で重要な問題が取り上げられています。

立憲民主党の小西洋之参院議員が、放送法の解釈を安倍政権が2015年に変更したとする総務省の行政文書を示し、当時の総務大臣であった高市経済安保担当相を追求しています。当時高市氏は放送法4条の「政治的に公平」であることについて、放送される一つの番組においても公平に扱われるべきであり、行政としても目に余る場合は電波停止も考えられるとの国会答弁をしていました。第4条2の「政治的に公平であること。」についての従来解釈は放送される番組全体、つまり放送してきた期間をも含めて公平であるかを判断すべきとしています。

### ■ 何が問題なのか

当該文書について総務省は行政文書であることを認め、HPで78ページ分を公開しています。

これ以外にも存在するかは不明ですが、内容を見ると首相補佐官が主導的に総務省に対し解釈の変更を要請している様子が赤裸々につづられています。やりとりの過程で総務省から官邸への出向者の首相秘書官が「メディアも萎縮するだろう。言論弾圧ではないか」など懸念し抵抗を示すところもみえるが安倍首相が補佐官に同意することで高市氏の答弁につながるようになっていきます。高市大臣は小西議員からの質問、「文書が捏造でなかったら議員を辞めるか」に対し「結構

ですよ」と答弁しました。しかし、この問題はここではありません。

### ■ しっかり理解しておきたいこと

放送法の成立は昭和25年です。先の戦争において放送はNHKラジオのみ、しかも政府の管理下におかれ国民は臣民として一方的な情報を与えられるのみでした。当然ながら戦争反対などの意見は黙殺され、結果として悲慘な敗戦へとつながってしまいました。この反省を踏まえ憲法により主権者国民のものとするべく、放送には政府・政治は干渉してはならないとの考えのもと、憲法が保障する表現の自由を確保すると定められました。政府はこの度のことで「公平性」にあたかも関与できるとの考えを持ち出していますが法が示す意図は、意見が異なる主権者相互の公平性であり、決して政府も含めてのことではありません。ここが最も重要なところで、政府がいう「解釈」や「補充」などは全くの誤りです。放送法を例えて説明すれば自動車道路を作るのが政府、出来た道路を利用し自由なところに行くのは国民で、行き先また運転に干渉などしてはならないということです。しかし現状は高市答弁が生きています。私たちは放送を担う人々と共にこの機会を捉え、停波また番組への政府、政治の干渉は違法であることを明確にし、放送法をわたしたち国民のものに取り戻さなければなりません。

わかれ

みんなして酒をのんだ

新宿は、雨であった

雨に気づかないふりして

ぼくたちはのみあるいた

やがて、飲むのもお終しまいになった

街角にくるたびに

ながまがへっていった

ぼくたちはすぐいっしょに行くので

いまわかれたら

今度あうのはいつのことか

雨の中へ、ひとりずつ消えてゆくなかま

おい、もう一度、顔見せてくれ

雨の中でわらっていた

そして、見えなくなった

